

指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定障害福祉サービス事業者 に対する行政処分について

札幌市では、下記事業所を「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の規定に基づき、平成 26 年 8 月 1 日付けで指定の全部の効力を停止しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：特定非営利活動法人 なでしこ
所在地：札幌市豊平区月寒東 5 条 17 丁目 10 番
代表者：理事長 高橋 裕（たかはし ゆたか）

2 事業所名

事業所名：ケアステーション ルピナス
所在地：札幌市豊平区月寒東 5 条 17 丁目 10 番
管理者：高橋 裕（たかはし ゆたか）

3 事業の種類

介護保険関係：訪問介護、介護予防訪問介護（平成 25 年 9 月 1 日指定）
障害福祉関係：居宅介護、重度訪問介護、同行援護（平成 25 年 8 月 17 日指定）

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定障害福祉サービス事業者の指定の全部の効力の停止

(2) 期間

平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

5 行政処分の理由

(1) 介護保険関係

- ア 既に退職した職員を勤務継続していたとの虚偽の報告を行った。
（介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号及び同法第 115 条の 9 第 1 項第 6 号）
- イ 管理者及び訪問介護員の勤務実態についての虚偽の答弁を行った。
（介護保険法第 77 条第 1 項第 8 号及び同法第 115 条の 9 第 1 項第 7 号）
- ウ 管理者の変更について虚偽の変更の届け出を行った。
（介護保険法第 77 条第 1 項第 10 号及び同法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号）

(2) 障害福祉関係

ア 必要な常勤換算2.5人を満たしていないにもかかわらず、サービス提供を継続して行った。

(障害者総合支援法第50条第1項第3号)

イ 管理者の勤務実態を正当化するため、管理者から承諾を得ていない者を管理者とする虚偽の答弁を行った。

(障害者総合支援法第50条第1項第7号)